

重点風景地区

「中山道鶉沼宿地区」 風景形成基準



2017 各務原市

中山道鶴沼宿地区は、平成18年3月に策定した各務原市景観計画で重点風景地区の候補地に位置付けた地区であり、歴史的な景観の保全と再生を図るため、平成19年8月には景観法に基づき地区独自の中山道鶴沼宿景観計画を施行しました。その後、平成29年1月に屋根に関する基準を緩和しました。

このガイドラインは中山道鶴沼宿景観計画の内容のうち、良好な景観の形成のための行為の制限（風景形成基準）を分かりやすく示したものです。建築行為などをする際のガイドラインとしてご活用ください。

1 歴史と現状

◆ 歴史

鶴沼宿は中山道の69宿のうち西（京都 三条大橋）から18番目の宿であり、赤坂の地藏堂で直角に西方へ曲がったところから西町の葭池下までの七町余（800m）の間を直線として、沿道に本陣・脇本陣・問屋・旅籠などが配置されていました。

江戸初期は伝馬町と言われ、のちに西町と東町に分けられました。西町の北側には本陣兼問屋桜井家と脇本陣坂井家が並び、東町の南側に問屋（幕末に兼脇本陣）野口家がありました。

旅籠は天保14年（1842）に25軒あったと記録されています。また、下の絵図に見られるように道路の中心部には水路が流れていました。



五海道其外延絵図 / 中山道 / 卷第7 （東京国立博物館所蔵に基づき作成された絵図）



昔の趣を残す家並みと造り酒屋



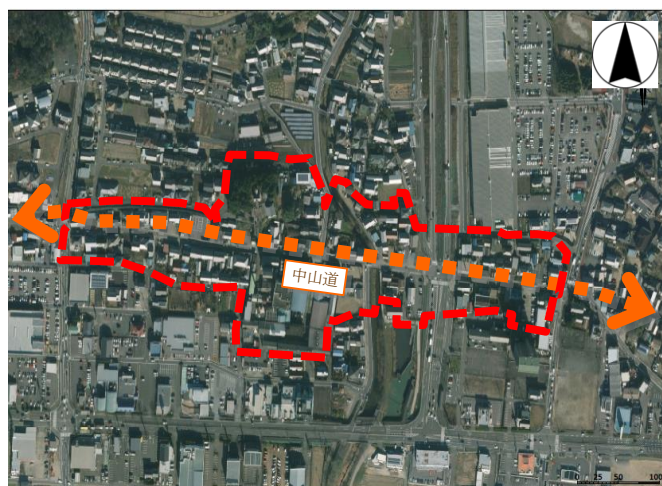
大安寺大橋

◆ 現状

現在は、当時の趣が残る伝統的な町屋も少なくなり、市民の記憶からも失われつつある状況となっています。

しかし、この地区の歴史性は、重要な景観資源であるため、今後、完全に失われることがないよう、景観的側面からも保全と再生を考えていくことが必要です。

また、中山道は通過交通が多いため、歩行者が安心して歩けない状況となっています。



空から見た現在の中山道鶴沼宿地区

◆ 風景づくりのテーマ

宿場町としての歴史的まち並みの再生

◆ 良好な景観の形成に関する方針

中山道鶴沼宿地区の歴史性は各務原市にとって非常に重要な景観資源です。

景観的側面からも保全、再生及び活用を図るため、良好な景観の形成に関する方針を下記のとおり定めます。

方針

歴史的な文化遺産の保全、復元、活用を図りつつ、鶴沼宿及び宿場町としての歴史的街道にふさわしいまち並みの再生と創出、及び歩行者が安心して歩ける道づくりを行う。



まち並み再生で目指すもの

風景形成基準は、中山道鶴沼宿地区の建築物の伝統的な様式に配慮した基準とすることにより、歴史的街道にふさわしいまち並みの再生と創出を図ることを目指しています。

このように建築物等に関するルールを定めて、まち並みの再生を図る取組みは、他の地域でも行われています。



新築・改築時

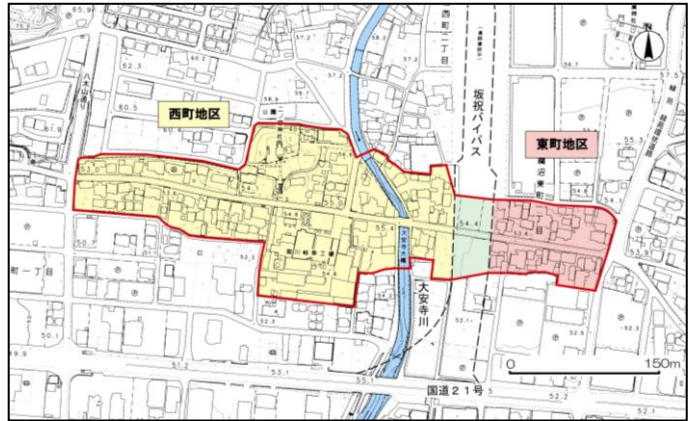
ルールに沿って
建築すると・・・

◆ 重点風景地区の範囲

中山道鶴沼宿地区の重点風景地区として指定するエリアは、中山道の通りからの眺めに配慮して右図に示す範囲とします。

※ 中山道鶴沼宿景観計画で規定する景観計画区域と同一です。

なお、当該重点風景地区のエリアを、坂祝バイパス線を境にして「西町地区」と「東町地区」の2つの地区に区分して風景形成基準を設定します。



中山道鶴沼宿地区の範囲

◆ 風景形成基準

区域にお住まいの方で、次のような行為をしようとする時は、事前に市へ届け出ていただくとともに、以下に示す風景形成基準に適合するようにして下さい。

- (1) 建築物や工作物の新築、増築、改築、改造をするような場合
- (2) 広告物をはじめ、工作物や建築物等の色彩を変更するような場合 等

※ 外観を変更しない、内部の改装などは届け出る必要はありません。

※ 届出不要な行為もあります。これらは各務原市都市景観条例で規定します。詳しくはお問い合わせください。

中山道鶴沼宿地区 風景形成基準

高さ 中山道の道路境界より奥行き 15m までにある建物の高さは 10m (2 階) 以下とし、15m 以遠の西町地区は高さ 13m (3 階) 以下、15m 以遠の東町地区は高さ 20m (6 階) 以下とする。

屋根 平入り勾配屋根を原則とし、屋根の素材は和風感のある瓦又はそれに準ずるものとするよう努める。ただし、中山道に面している屋根の素材は和風感のある瓦又はそれに準ずるものとする。

庇 中山道に面する建物の 1 階には庇を設け、隣り合う建物の庇の高さに合わせるよう努める。

色彩 外壁の色彩は歴史的な趣と調和するものとし、基調色は無彩色 (明度不問) が落ち着いた色合い (5R 以上 5Y 以下) の低明度か中明度 (明度: 8 未満) で、低彩度色 (彩度: 4 未満) を原則とする。アクセントカラーとして高彩度色を使用する場合は、外壁面積の 5% までの範囲とする。

壁面位置 中山道に面する建物の外壁面は、おおむね通りに面して連続性を確保して建てる。やむを得ず建物を後退させる場合は、歴史的な趣を著しく損なわないよう垣・柵等を設ける。

緑化 建物の周囲及び空地、駐車場には多くの緑の確保に努めるとともに、適正な樹木の維持管理に努める。

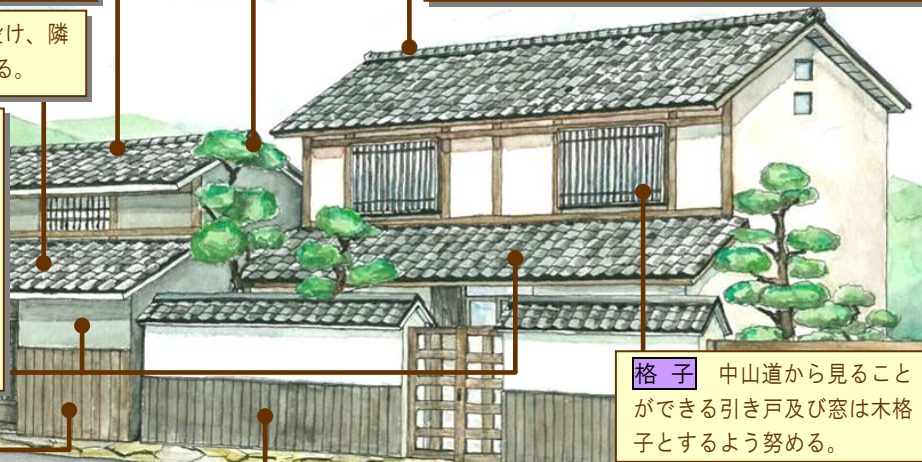
設備 中山道から見ることが出来る空調室外機、ガスボンベ等の室外に設ける設備は目立たない位置に設けるか、周囲を格子等で目隠しするなどの修景措置を施すよう努める。

自動販売機 中山道に面する自動販売機は、周辺の景観に馴染むような落ち着いた色彩とするか、周囲を板材で覆うなど修景措置を施す。

格子 中山道から見ることが出来る引き戸及び窓は木格子とするよう努める。

垣・柵 中山道に面する垣・柵は、落ち着いた色合いの低彩度色とし、歴史的な趣と調和する形態・意匠とする。

広告物 新たに設置する広告物については、自家用のみとし、屋上広告板 (塔) の設置は禁止とする。また、表示面積は一つの事業所で合計 10㎡以下とする。広告物の素材及び色彩は歴史的な趣と調和するものとする。



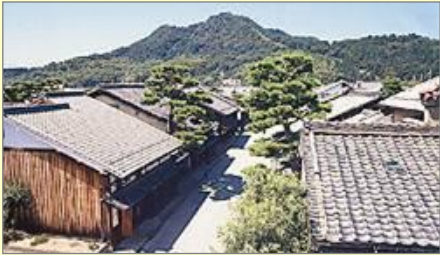
4

風景形成基準の解説

風景形成基準の内容について、具体的なイメージやおすすめの修景事例を紹介します。

1 高さ

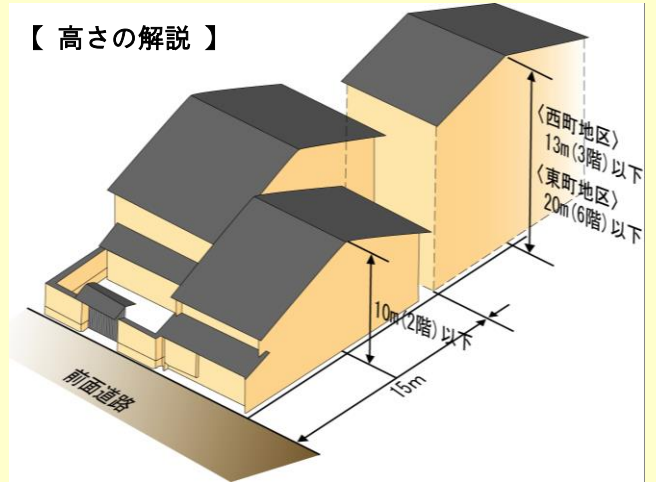
中山道の道路境界より奥行 15m までにある建物の高さは 10m (2 階) 以下とし、15m 以遠の西町地区は高さ 13m (3 階) 以下、15m 以遠の東町地区は高さ 20m (6 階) 以下とする。



新町通り / 近江八幡市

町家のもつ親しみやすいたたずまいを保つため、中山道沿いの建物の階数は 2 階以下とします。

【高さの解説】



2 屋根

平入り勾配屋根を原則 (2 寸~6.5 寸) とし、屋根の素材は和風感のある瓦又はそれに準ずるものとするよう努める。

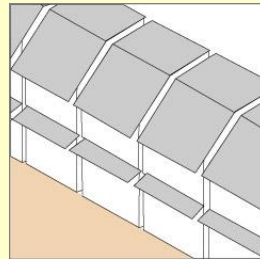
ただし、中山道に面している屋根の素材は和風感のある瓦又はそれに準ずるものとする。



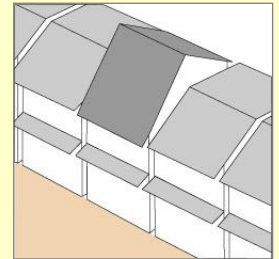
【鶺鴒宿の屋根】

現存する鶺鴒宿の町家の屋根は、平入り勾配屋根で揃っています。同程度の傾きをもった屋根はまち並みに連続性とリズム感を与えます。陸屋根 (平らな屋根) や違った勾配の屋根は避けましょう。

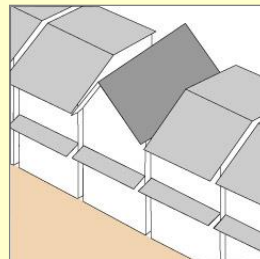
【勾配屋根の解説】



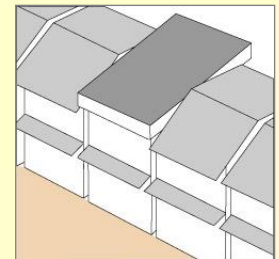
○ 平入り勾配屋根が揃っています。



△ 屋根勾配を揃えましょう。



× 妻入り屋根です。平入り屋根にしましょう。

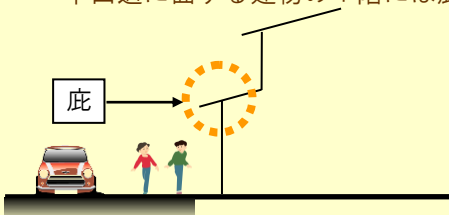


× 陸屋根です。平入り勾配屋根にしましょう。

3 庇 (ひさし)

中山道に面する建物の 1 階には庇を設け、隣り合う建物の庇の高さに合わせるよう努める。

【庇の揃ったまち並み事例】



中山道の伝統的な町家には、1 階部分に庇や下屋が設けられています。伝統的なまち並みを再生するためには、通り沿いの庇の高さが揃っていることが望ましいです。



うだつの上がる町並み / 美濃市



キャッスルロード / 彦根市

4 格子

中山道から見る事ができる引き戸及び窓は木格子とするよう努める。



【 鶴沼宿の格子建具 】

現存する鶴沼宿の町家の特徴として、引戸や窓には格子の建具が用いられていることが挙げられます。格子を用いた建具の表情や材質感は、歩く人にとって歴史的な趣が感じられたり、住む人々の優しさが伝わったりします。できる限り、建具の意匠には木格子を用いるようにして下さい。

5 色彩

※詳細については、「景観形成基準の運用方針」を参照

外壁の色彩は歴史的な趣と調和するものとし、基調色は無彩色（明度不問）か落ち着いた色合い（5R以上5Y以下）の低明度か中明度（明度：8未満）で、低彩度色（彩度：4未満）を原則とする。

アクセントカラーとして高彩度色を使用する場合は、外壁面積の5%までの範囲とする。

屋根の色彩は歴史的な趣と調和するものとし、無彩色（明度不問）か低彩度色（彩度：4未満）を原則とする。



【 鶴沼宿の色彩 】

鶴沼宿の町家の外壁には、漆喰や板貼りが用いられ、色彩としては黒壁、灰色の壁、板の素材の色である茶色で構成されています。通りとしての連続性を損なわないよう、外壁の色彩は、歴史的な趣と調和する無彩色又は落ち着いた茶系の低彩度色として下さい。

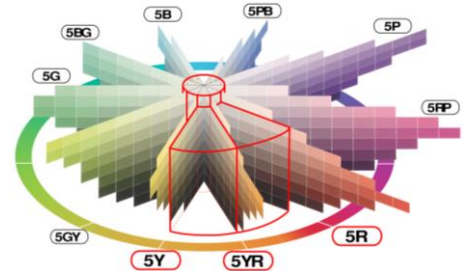
【 外壁のベースカラーとして使用可能な色 】

- 無彩色（明度不問）
- 有彩度色 色相：5R以上5Y以下
明度：8未満
彩度：4未満

無彩色の範囲



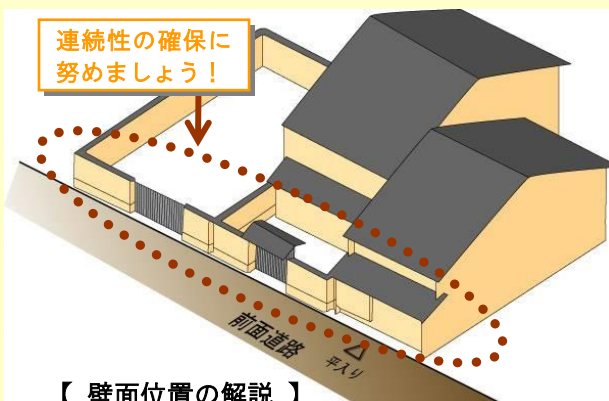
有彩度色の範囲



6 壁面位置

中山道に面する建物の外壁面は、おおむね通りに面して連続性を確保して建てる。

やむを得ず建物を後退させる場合は、歴史的な趣を著しく損なわないよう垣・柵等を設ける。



【 壁面位置の解説 】

揃った壁面はまち並みの連続性を生み出す基本です。中山道沿いの建物を後退させて建てる場合は、まち並みの連続性が保たれるよう、歴史的な趣と調和する塀や土垣を設けるようにして下さい。

【 駐車場の事例 】



7

垣・柵

中山道に面する垣・柵は、落ち着いた色合いの低彩度色とし、歴史的な趣と調和する形態・意匠とする。

通りに面して設ける垣や柵は目立ちやすく、通りを歩く人々に強い印象を与えます。
味気ない印象を与えるコンクリートブロック塀等をむき出しにすることは避け、素材を工夫したり、落ち着いた色彩として下さい。

【 歴史的な趣と調和する塀の事例 】



8

設備

中山道から見る事ができる空調室外機、ガスボンベ等の室外に設ける設備は目立たない位置に設けるか、周囲を格子等で目隠しするなどの修景措置を施すよう努める。

壁面が揃い、色彩が統一されても、クーラー等の屋外設備が目立っていると、通りからの景観が台無しになってしまうことがあります。
これらの設備を見えないところに設けるか、見えなくする工夫が大事です。

【 空調室外機の事例 】



9

緑化

建物の周囲及び空地、駐車場には多くの緑の確保に努めるとともに、適正な樹木の維持管理に努める。

緑が豊かにあるとまち並みにうるおいを与えると同時に、歴史的な趣に深みを与えます。
個人の庭木も大木に成長すれば地域のシンボルとなります。誇りをもって管理に努めて下さい。

【 緑豊かなまち並みの事例 】



新町通り / 近江八幡市



白壁地区 / 名古屋市

10

自動販売機

中山道に面する自動販売機は、周辺の景観に馴染むような落ち着いた色彩とするか、周囲を板材で覆うなどの修景措置を施す。

自動販売機は利用者の確保のため、色彩は目立つ色が用いられますが、歴史的な趣が損なわれかねません。
先進的に歴史的なまち並みを保全している地区では、目隠しや色彩を変更するなどの工夫が見られます。

【 自動販売機の事例 】



11

広告物

新たに設置する広告物については、自家用のみとし、屋上広告板（塔）の設置は禁止とする。
表示面積は一つの事業所で合計 10 m²以下とする。
広告物の素材及び色彩は歴史的な趣と調和するものとする。

5

助成制度

重点風景地区の区域内で行う行為のうち、特に良好な景観の形成に著しく寄与すると認められるものに対しては、次のような助成制度があります。

区 分	助成対象経費	助成率	限度額	
重点風景地区	保 全 型	基本設計及び実施設計に係る設計費	2 / 3	20万円
		歴史的景観を残す建築物の外観（道路から見える部分に限る。）の保存に係る整備費	2 / 3	300万円
		歴史的景観を残す門、塀等の外観（道路から見える部分に限る。）の保存に係る整備費	2 / 3	150万円
	創 造 型	基本設計及び実施設計に係る設計費	1 / 2	10万円
		建築物の新築、増築、改築等（道路から見える部分に限る。）に係る整備費	1 / 3	100万円
		門、塀等の新築、増築、改築等（道路から見える部分に限る。）に係る整備費	1 / 3	100万円

※ 景観重要建造物については別途に助成制度があります。

※ 上記金額は平成29年1月現在のものです。変更する場合があります。詳しくはお問い合わせください。

●○ お問い合わせ先 ○●

各務原市 都市建設部 建築指導課

電 話：058 - 383 - 1111（代表）

ホームページ：http://www.city.kakamigahara.lg.jp/

〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地

FAX：058 - 383 - 6365

Eメール：keikan@city.kakamigahara.gifu.jp